

障害者差別解消法施行

障害がある人の社会参加を進めるには、受け入れる社会の側が変わらなければならない。今月1日施行の「障害者差別解消法」は、自治体や学校、会社、店舗などに、障害を理由とした差別を禁じ、社会生活上のバリア（障壁）を減らす取り組みを求めている。障害の有無にかかわらず支え合う社会をつくるため、同法の内容は誰もが知っておきたい。

（辻本洋子）

バリアない社会実現を



遊園地を訪ね、車いす利用者が楽しめるかを調べる障害者活動センター青おにのメンバー（3月、大阪府内で）＝同センター提供

障害のある人は、日ごろどのようなことに差別を感じているのだろうか。

全国89の当事者団体でつくるDPI日本会議（東京）がまとめた事例では、「店から『車いすの人は全員断っている』と言われた」「盲導犬がいると伝えると『動物は入館不可』と言われた」などの声が寄せられた。いずれのケースも障害者差別解消法では「原則、断ることは禁止。断る場合は正当な理由が必要」（内閣府担当者）となる。

昨年春から同法を学ぶチームを作って

遊園地などの施設 対応の柔軟さ必要

いるNPO法人ちゅうぶ・障害者活動センター青おに（大阪市東住吉区）は、大阪府内の遊園地を訪れ、障害者をどう受け入れているかを調べた。

スロープなどが整備され、施設内の移動がスムーズにできても、乗り物は「災害時などに自力歩行できる人に限る」とされ、ほとんど利用できない遊園地があった。その一方で、設備が古く段差は多いが、同行者の介助があれば多くの乗り物に乗れたところも。設備を整えることだけが差別解消ではないことがわかった。

普段車いすを使い、調査に関わった森園佳さん（26）は「設備も大事だが、受け入れ側が柔軟に対応することでかなりのことが実現できると実感した。障害者差別解消法の趣旨は何か、多くの人に改めて考えてもらいたい」と話している。

法の対象となるのは、心身の障害で生活上の制限を受ける人で、身体障害者手帳や療育手帳などの有無は問わない。差別を受けて困った時は、自治体の福祉担当課などが設ける窓口に相談できる。



同法の柱は二つ。「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」だ。不当な差別的取り扱いには、以下のようないい例が挙げられる。

「入学を拒否する」「不動産業者が『障害者向けの物件はない』と言つて対応しない」「レストランが、介助者が一緒でないと入店されない」など。

また、「本人を無視して介助者や付き添いの人だけに話しかける」といったことも差別的取り扱いに含まれる。

合理的配慮とは、移動やコミュニケーションなどを通じてのバリアを、負担が重すぎない範囲で取り除くことをいう。例えば、「店が、車いすが通れるよう段差にスロープを置く」「市町村の窓口が、筆談や手話を用いる」「学校が、コミュニケーションが難しい子どものために絵や写真カード、タブレット端末を利用する」など（表参照）。

市役所などで	順番待ちが困難な人は手続き順を変更
学校で	案内の際、歩く速度を障害者に合わせる
職場で	聴覚過敏の子には、いすに緩衝材をつけ難音軽減
交通機関で	試験で別室利用、時間延長などを認める
お店で	筆談やメールで指示。図を使ったマニュアル作成
災害のとき	危険箇所や危険発生を視覚で確認可能に
	タクシーのトランクへの車いす収納を手助け
	バスに停留所名表示器を付け、声の案内をこまめに
	ネットのほか電話でも注文できるようにする
	お金を渡す際に紙幣と貨幣に分け種類ごとに渡す
	直接本人に災害を知らせる
	避難所の緊張を和らげるため別室を準備

不当な取り扱い禁止義務付け

「車いすが通り抜ける」が、断つたことが、断る時に正当な理由を示さなければならなくなる」と評価。そして、「車いすが通り抜ける」が暮らしやすくなる。みらいカーも通りやすくなる。みなが障害のある人と関わるようになれば、その道はべりかへりも通りやすくなる。人が障害のある人と関わるようになれば、社会は少しずつ変わっていく」と期待している。

しかし、大阪府立大准教授の三田優子さんは社会福祉学科を疑問視する声もある。しかし、これまで門前払いしてきたことが、断る時に正当な理由を示さなければならなくなり、差別が見えやすくなる」と評価。そして、「車いすが通り抜ける」が暮らしやすくなる。みらいカーも通りやすくなる。みなが障害のある人と関わるようになれば、その道はべりかへりも通りやすくなる。人が障害のある人と関わるようになれば、社会は少しずつ変わっていく」と期待している。